

森林の所有者届出制度について

1. 届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続又は贈与、無償譲渡、法人の合併等により森林法第5条に規定する森林の土地を、新たに取得した方は、面積に関わらず届出を出さなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買の届出(※)を提出されている方は対象外です。

森林法第5条に規定する森林の位置の確認については、勝央町役場、美作県民局又は勝英地域事務所を確認できます。

(※)勝央町内の場合、国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地を売買契約された時は、契約締結日から2週間以内に勝央町役場産業建設部に事後届出が必要です。なお、勝央町役場で受付した後、内容の審査は美作県民局にて行われます。

・都市計画区域(非線引) : 5,000m²

・都市計画区域外 : 10,000m²

2. 届出期間

森林の土地所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出が必要です。森林の土地所有の届出書を役場に提出してください。

3. 届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所有場所、面積とともに、土地の用途等を記載する必要があります。

4. 必要書類

届出書を提出する際に、以下の書類が必要です。

①森林の土地所有の届出書

②登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書等の権利を取得したとわかる書類の写し

③土地の位置を示す図面

【森林の土地を取得後の流れ】

森林の土地を取得

必要書類

- ①森林の土地の所有者届出書
- ②登記事項証明書(写し可)又は土地売買契約書等の権利を取得したことがわかる書類の写し
- ③土地の位置を示す図面

90日以内に提出してください。
個人・法人は問いません。
面積の基準はありません。
面積が小さくても届出の必要があります。

勝央町役場 産業建設部